



憲法学からみた EdTechのELSI論点

岡山大学法学部准教授 堀口悟郎

念頭におくEdTechの例

- 1人1台の端末や学習支援システムに蓄積される**学習データの利活用**

→「個別最適化」された教育、エビデンスに基づく教育政策

- **顔認識技術**による生徒の表情や視線の分析

→授業に集中できていない生徒※や悩みを抱えている生徒等の発見

- **音声認識技術**による生徒間のディスカッション等の分析

→教師がリアルタイムで把握しきれない、ディスカッション等の内容・状況を可視化

※本報告では「生徒」を児童および学生を含む広い概念として用いる

本報告で取り扱う論点※

プライバシー権

- 日本型公教育⇒センシティブな情報の取扱い
- 生徒の同意をめぐる論点(同意の主体&有効性)

教育を受ける権利

- 「能力発達上の必要に応じた教育」の実現
- 「不自由を選ぶ自由」の制約

教育の自由

- 企業やEdTech(AI)による「不当な支配」
- EdTechを通じた国の介入(教師を迂回した介入ルート)

※EdTechに関する憲法上の論点は、これに限られるものではない

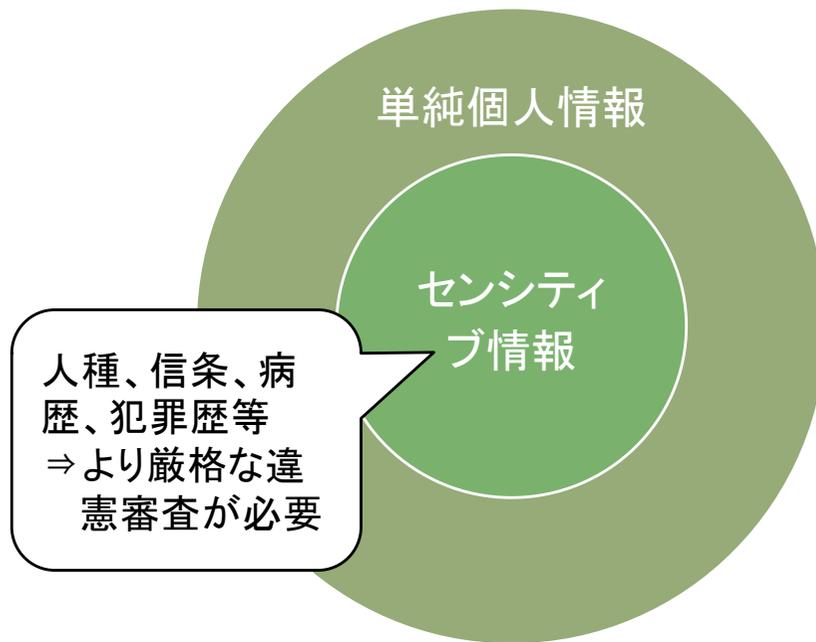
プライバシー権

「日本型公教育」※と子どものプライバシー権（憲法13条）

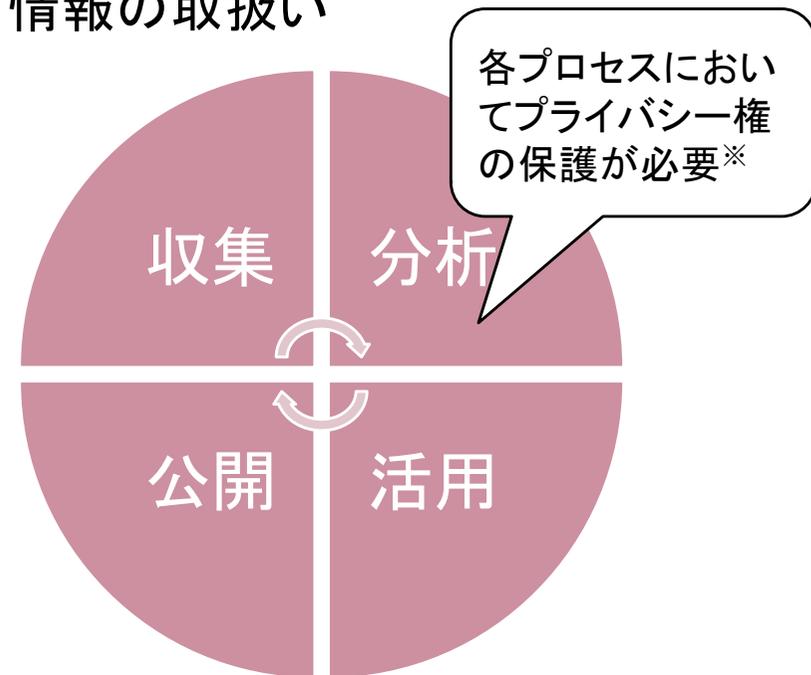
※日本の公教育は、学校が学習指導のみならず生活指導の面でも主要な役割を担っており、人格的成長を目的とした「生活共同体」的な教育活動（ex.給食、清掃、部活動、運動会）が多いという特徴を有している

プライバシー権

情報の性質



情報の取扱い



※プライバシー権の内容について、伝統的通説は自己情報のコントロールを重視している(自己情報コントロール権説)

日本型公教育とプライバシー権

- 教育(特に「日本型公教育」)は、生徒の人格形成に直接的に関わる営み
 - 人格形成プロセスそのものに関わる、極めてセンシティブな情報も扱われる
 - 利活用する情報の絞り込みや、情報の性質に応じた規制が必要
- cf.エビデンスに基づいた学校教育の改善に向けた実証事業、日本学術会議提言※
- 生徒は日常生活の大部分を学校で過ごすため、学校は大量の情報を収集可能
 - 一つ一つは些細な情報であっても、そこからセンシティブな情報を推測可能
 - 情報の収集はもちろん、その後の利活用にも一定の規制が必要
- cf.教育データ利活用ロードマップ34頁

※日本学術会議「教育のデジタル化を踏まえた学習データの利活用に関する提言」(2020年9月30日)

プライバシー権と生徒側の同意

- 生徒(≡子ども)は判断能力が未熟

→ **同意の主体をめぐる問題**

ex.同意主体は生徒本人か保護者か、同意能力が認められる年齢は何歳か

cf.COPPA(アメリカ):13歳以上、GDPR(EU):原則として16歳以上

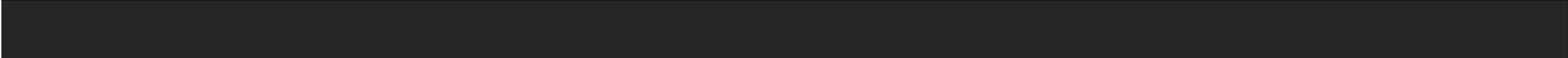
- 学校側と生徒側の力関係は非対等 & EdTechはこれからの学校教育の標準装備

→ **同意の有効性をめぐる問題**

* 同意しなくとも十分な学校教育を受けられることの保障が重要か(cf.GDPR)

教育を受ける権利

「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」(憲法26条1項)



教育を受ける権利

憲法26条1項 すべて国民は、法律の定めるところにより、**その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利**を有する。

その能力に応じて、
ひとしく

- 能力以外による教育上の差別を禁止
- 能力発達上の必要に応じた教育を保障

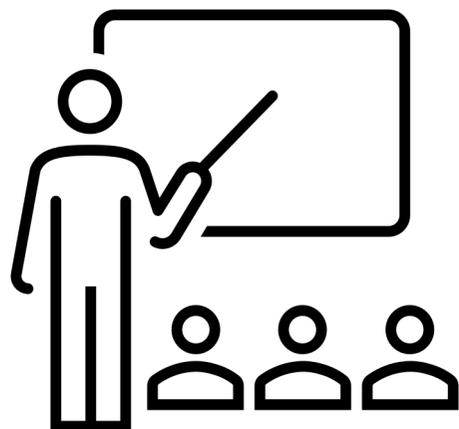
教育を受ける権利

- 単なる社会権(生存権の文化的側面)ではない
- 学習権※という観念が背後に存在する

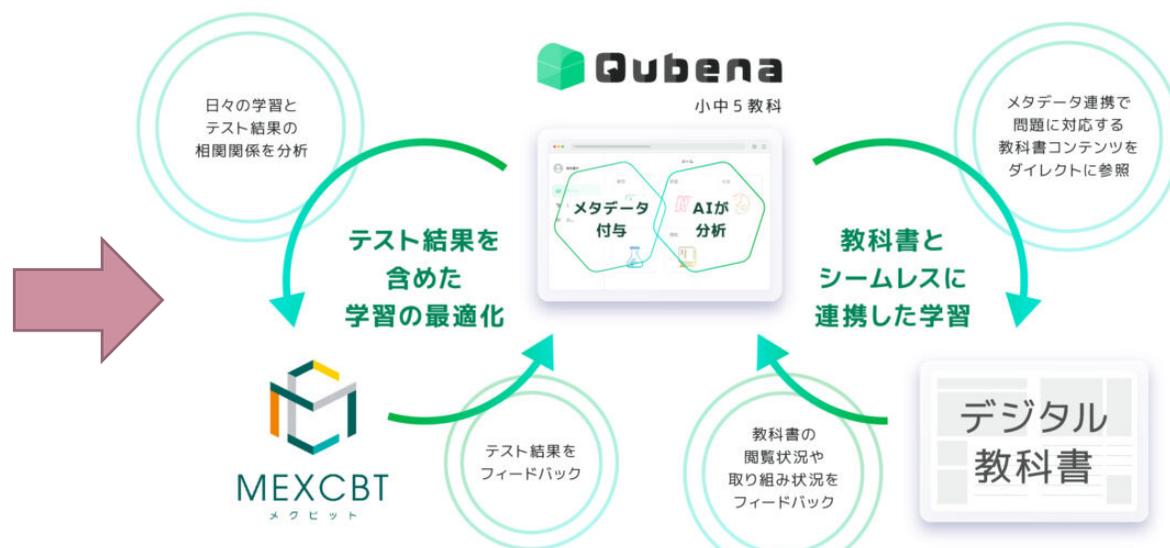
※「自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利」であり、自ら学習できない子どもにとっては、その学習要求を充足するための教育を大人一般に対して要求する権利(他人に決められた教育をただ受け取る権利ではない)

「能力発達上の必要に応じた教育」の実現

<https://qubena.com/blog/pr-20211202/>



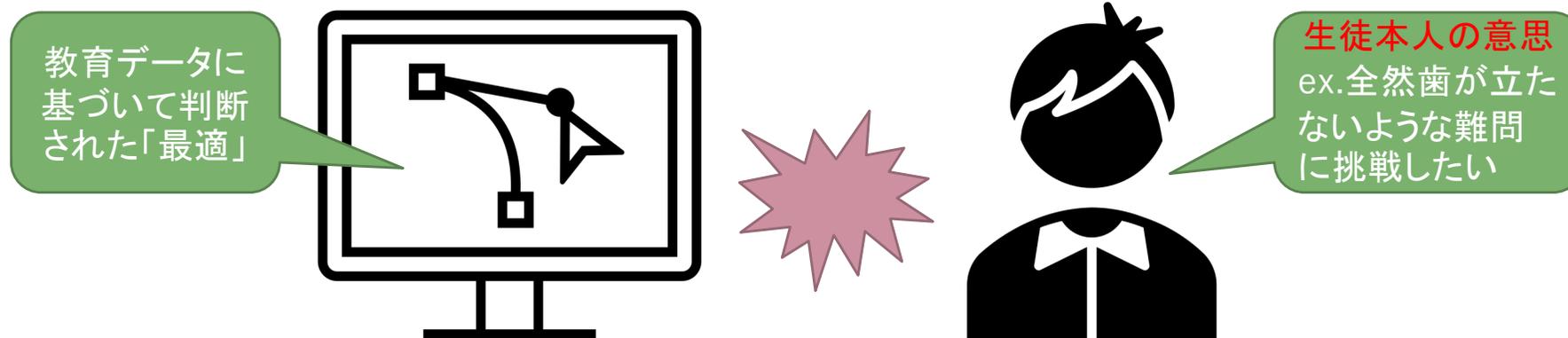
年齢別の集団授業
→「落ちこぼれ」「吹きこぼれ」等



各生徒の学習データに基づく
「個別最適化」※

※ただし、ここでいう「最適」は、あくまでも当該アルゴリズムによって判断された「最適」とどまる

「不自由を選ぶ自由」の制約



尼崎高校事件判決※「たとえ施設、設備の面で、X(障害児)にとって養護学校が望ましかったとしても、……普通高等学校において教育を受けることを望んでいるXについて、普通高等学校への入学の道が閉ざされることは許されるものではない」

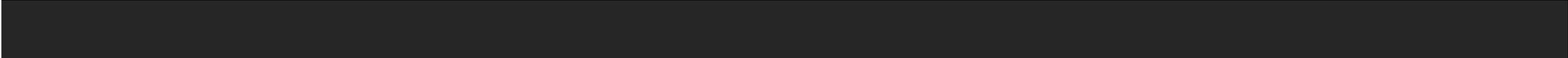
日本学術会議提言「教育に係る選択は本人が実施するものであり、学習データを利用した推薦や提案が、本人にとって決めつけや押し付けにならないようにする」

※神戸地判平成4年3月13日判時1414号26頁(入学不許可処分取消等請求事件)

教育の自由

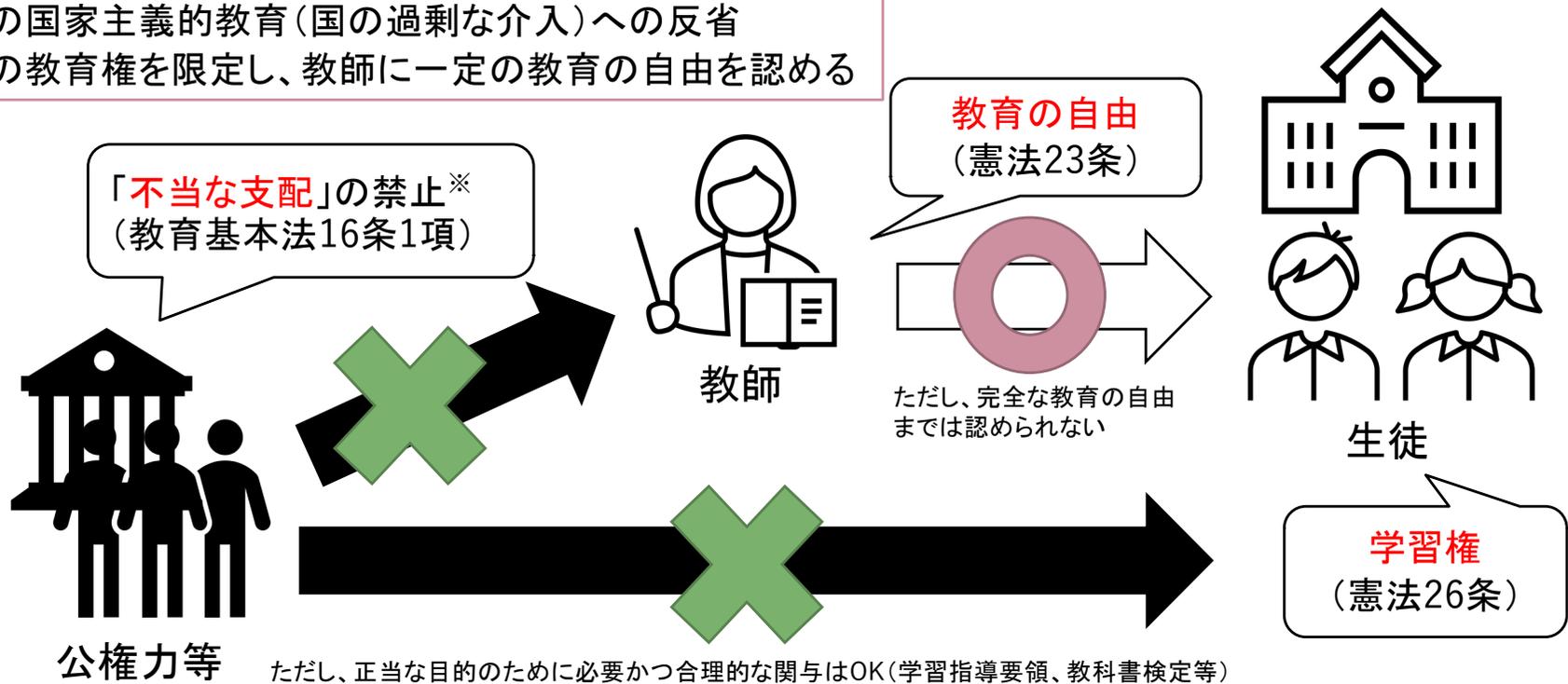
教師の教育の自由(憲法23条)と

教育に対する「不当な支配」の禁止(教育基本法16条1項)



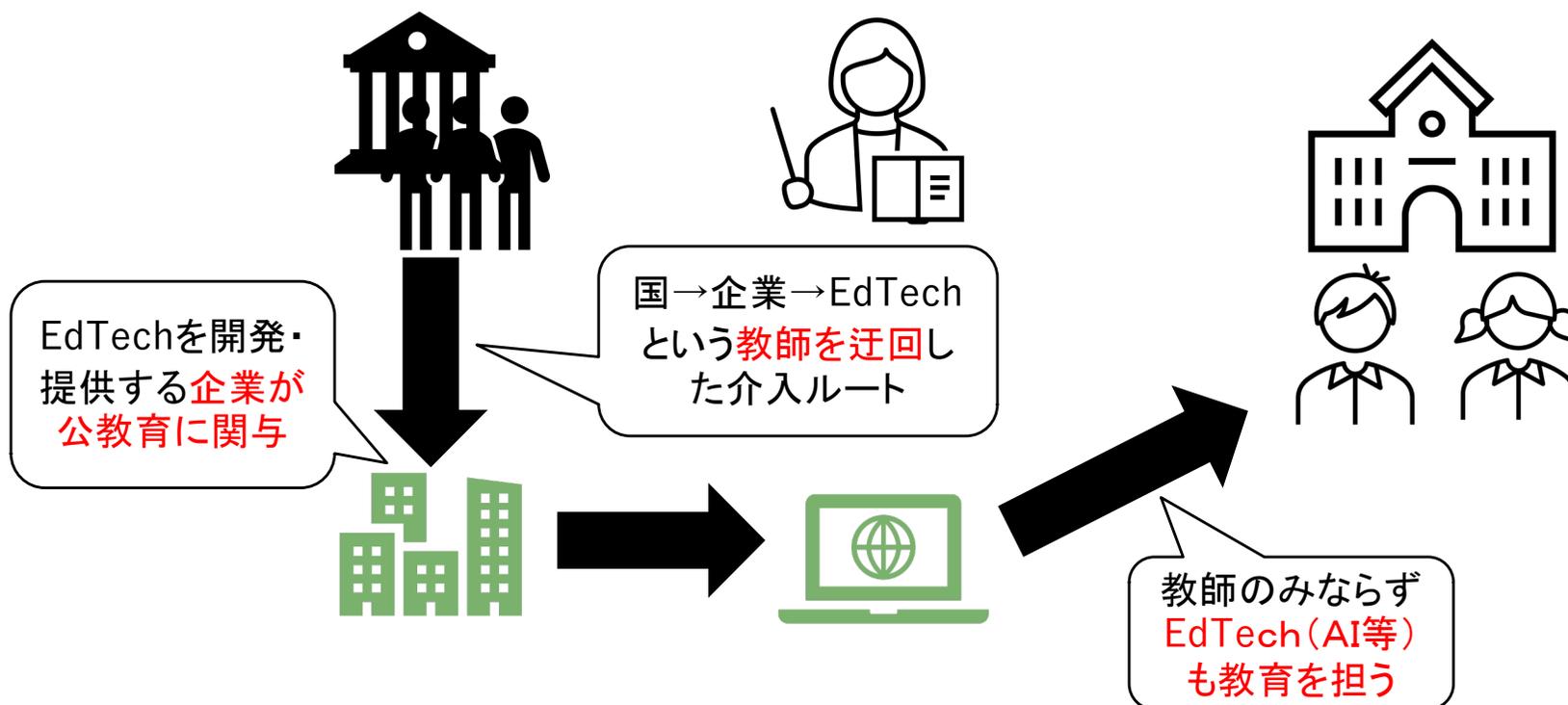
教師の教育の自由

戦前の国家主義的教育(国の過剰な介入)への反省
→国の教育権を限定し、教師に一定の教育の自由を認める



※国による「不当な支配」の例:教師の教育裁量の否定、誤った知識や一方的観念を植えつける教育の強制

EdTechを通じた国・企業の関与



EdTechと教育の自由

- 企業がEdTechの開発・提供を通して公教育の内容に関与することになる
 - + EdTech(AI)が学習していくと、EdTech自身が教育内容を決定することにもなる
 - **企業やEdTechによる「不当な支配」**という新たな問題
- 国が企業・EdTechへの統制を通して公教育の内容に深く介入する可能性
 - 教師ではなくEdTechへの国の介入は、教育の自由侵害にあたらぬ可能性※
 - 国の介入に歯止めをかけるには、**教育の自由を有する教師の関与が重要**
 - * EdTechに教育を委ねるではなく、教師がEdTechを「道具」として用いる

* 人間でないEdTech自体はもちろん、営利を目的とする企業も「教育の自由」を保障されない可能性がある

ご清聴いただき、
ありがとうございました
